

平成29年度第2回文化財保護審議会議事録

日 時 平成29年7月25日（火）午前10時

場 所 府中駅北第2庁舎5階会議室

出席者 田中会長、猿渡副会長、坂詰委員、中村委員、馬場委員、藤井委員、
八木橋委員 以上7名

事務局 江口課長、渡辺課長補佐、吉川事務職員

傍聴者 1名

1 審議事項

会長 それでは、今日は、傍聴希望者がいらっしゃいますので、入室をしていただきますと思います。

＜傍聴希望者入室＞

それでは会議を始める前に、傍聴者の方に申し上げます。本日お配りいたします資料につきましては、この答申案につきましては、審議未了のため、そのままお席に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。こちらの「ムサシカメ丸」その他の資料はお持ち帰りいただけます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

答申案について事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは審議事項、「府中市指定文化財指定の指針について（答申）（案）」についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

ページをめくっていただき、1ページの「はじめに」をご覧ください。こちらはそのまま読み上げさせていただきます。

本審議会では、諮問を受け、審議を行い、その経過の中でこれまで本市における文化財の保存における諸問題について考察を行い、指定の指針について審議会の共通認識を得た。すなわち文化財の指定基準について（1）文化財の単品としての評価を基本としつつ、文化財群としての価値、あるいは歴史的・文化的に関連した種類の異なる文化財群について、一括としての価値を視点に入れて総合的に評価すること。（2）時代の継続性として、旧石器時代から近代の考古資料が多種多様に保存されているので、指定基準適用の際に適切な評価に取り組むこと。（3）地域的な特徴として、それぞれの分野で、地域の文化

財としての内容を明らかにするよう努め、本市にとっての重要性とともに、本市をとりまく地域的特徴のなかでの的確に評価すること。(4) 公開・活用として、文化財の保存・活用、維持・継承の維持母体である所有者あるいは地元、関係団体の意思および活動に対する視点をもつことを示したのである。今般、本審議会は、当該諮問事項に対し、以下を答申として取りまとめた。本答申に基づき、指定文化財の指定が適切に行われ、府中市の文化財の保存及び活用に繋がっていくことを切に望む次第である。

続きまして2ページをご覧ください。

以下、項目ごとに概略を説明させていただきます。

「1 文化財をめぐる国、東京都、府中市の状況」、「(1) 国の状況」です。

「ア 文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来を作る—(第4次基本方針)」に基づき、この中では、文化財等の保存及び活用につきまして、平成27年度から平成32年度を見通し、策定された内容の中で、①「日本遺産(Japan Heritage)」の創設と地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取り組みを支援すること、②歴史文化基本構想の策定の支援や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」等を活用し、文化財とその周辺環境を一体のものとして保存・活用を図ることなど11の施策を講ずることとされています。

また「イ」といたしまして「文化財保護法の改正と文化財に関わる法律の制定」ということで、平成16年の文化財保護法の改正を受けまして、保護手法も多様化してきた中で、平成16年の「景観法」平成20年の愛称「歴史まちづくり法」が公布され、文化財をより広範囲かつ総合的にとらえ、かけがえのない文化遺産として、地域社会の発展に積極的に活用しようとする施策が進められてきました。

「(2) 東京都の状況」ですが、文化財保護条例の改正後、文化財の指定等による保護及び管理が進められており、東京都においては毎年度、都内の埋蔵文化財発掘調査の報告会等で文化財の活用が実施されています。また、ここには記載がありませんが東京都では毎年度、文化財の新指定・追加指定等が行われています。

「(3) 府中市の文化財をめぐる状況」ですが、府中市には現在、市の指定文化財43件をはじめ、合計76件の指定・登録等の文化財があります。

3ページをお願いします。

これらは文化財保護条例の全部改正によって、平成19年6月、「府中市文化財の保存及び活用に関する条例」に基づき、文化財の指定等がなされております。また、この平成19年の施行に伴いまして、文化財保護審議会が組織され、現在までに、記載の文化財の指定・登録等の審議を行っていただきました。また、熊野神社古墳や、武蔵国府跡など必要なものについては、本審議会での審議を経て、精力的に保存・活用・整備事業を実施されてきたところです。

さらに郷土の森博物館での資料の博物館資料としての収集・保存・展示。また、近年では50年ぶりに府中市史編さん事業が着手されまして、審議の期待が寄せられるところであります。

このような中で府中市では平成19年に景観条例が施行され、平成24年には「府中市都市計画マスタープラン」が一部改定、また、その他の計画として「文化振興計画」や、「第2次府中市学校教育プラン」が策定されまして、文化財の保存及び活用に関する条例に基づく文化財の指定は、本市のまちづくりや教育、地域住民の暮らしとともにあり、これまでの調査研究結果を活かした文化財の保存と活用が推進されることが必要になってきます。特に、近年では、まちづくりとの一層の連携も不可欠であり、地域住民が歴史や文化を共有し、ふるさと府中への誇りや愛着を持ってもらうとともに、まちづくりや教育に貢献していくことが、求められています。

次に「2 これまでの指定の内容について」整理をしました。

「(1) 指定件数」ですが、4ページをお願いします。

文化財の種別ごとに現在までに76件の指定・登録等が行われており、近年では大規模事業の保存活用整備事業の推進や国天然記念物の保護を最優先に対応してきたとはいえ、市指定案件が諮問されない年度が続く場合もあり、文化財調査事業や学術的な研究成果を活かし、計画的な指定を進めていく必要があると整理をさせていただきました。

続きまして「(2) 指定の種別」ですが、条例及び基準により文化財としてあげられていながら、指定されていない種別がございます。重ねてご説明をさせていただきます。指定されていない種別の文化財については、現状を把握して、対象とすべき文化財の有無について検討する必要があります。

「(3) 指定基準」といたしましては、これまで蓄積された調査研究のもとに的確な評価を行い、地域的な重点性、時代的な系統性等を見極めるとともに、市民全体が本市の文化財について理解を深めていけるよう、地域的なバランス

にも配慮をする必要があると整理をさせていただきました。

続きまして「3 文化財の種類について」、「(1) 有形文化財」です。指定文化財の指定の例として、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料という条例上、また指定基準にある種別ごとに整理いたしました。なお、お手元に参考資料として「府中市指定文化財一覧」をお配りしておりますので、併せてご確認いただきますよう、お願いいたします。この中で現段階では典籍のみが市の指定文化財が無い状況です。

続きまして5ページをお願いいたします。

「(2) 無形文化財」につきましては、指定文化財の指定は、現在府中市ではございません。

「(3) 無形民俗文化財」につきましては、府中囃子1件が指定文化財の指定を受けております。

「(4) 有形民俗文化財」につきましては、大國魂神社の木造獅子頭一対が1件ございます。

「(5) 史跡」につきましては、野村瓜州の墓など6件がございます。

「(6) 旧跡」につきましては、指定文化財の指定が高林吉利の墓1件でございます。こちらにつきましては現在東京都におきまして、旧跡という指定をできるだけ史跡等に変更する方向であり、以前からこの高林吉利の墓につきましても、旧跡指定から変更することについてご意見等をいただいていたところでございます。

「(7) 名勝」は府中市指定文化財の指定はございません。

「(8) 天然記念物」につきましては、大國魂神社境内樹木の一部1件が指定の対象となっております。

6ページをお願いいたします。

現状の指定文化財の特質を列挙しておりますが、有形文化財では考古資料

と工芸品が多くなっております。考古資料につきましては、長年の埋蔵文化財発掘調査の成果を踏まえれば、指定対象の文化財がこの他にも数多く保存されています。

また、有形無形の民俗文化財については、意識的な取り組みをしなければ伝えていくことが困難であり、さらに無形文化財については、指定文化財が無い現状は本市の特質といえます。

また、地上に残る建造物と史跡は、身近な文化財として親しみやすくわかりやすいもので、本市の長い歴史を活かしたまちづくりに欠かせない文化財がありますが、指定の候補として残されている対象は限られているため、冒頭でもご説明したような文化財群としての周辺環境を視点に入れた指定種類を検討する必要があると整理をいたしました。

続きまして「４ 文化財の指定基準のあり方について」、「（１）文化財群・一括性」です。文化財の種類・種別ごとに条例・指定基準に規定されているものの中で、「意匠的及び技術的に優秀なもの」以外にも、例えば「各時代の遺物で府中市の歴史上学術的価値の高いもの」等の指定基準があるので、単品としての評価を基本としつつ、文化財群としての価値、あるいは歴史的・文化的に関連した種類の異なる文化財群について、一括としての価値を視点に入れて総合的に評価すること。

「（２）時代の継続性」です。同じく条例指定基準の中で、考古資料等が中心ですが、各時代の遺物で、現在に至る文化財の時代的な特徴を系統的に示していけるよう指定を進めていくことと整理をいたしまして、以前から本審議会でも種々ご意見をいただいておりますが、特に本市では旧石器時代から近代までの膨大な発掘資料が保存されておりますので、旧石器時代から近代までの各時代を代表する発掘資料を選定し、指定基準適用の際に適切な評価を行い、指定に取り組むことと整理いたしました。

なお、国におきましては、特に埋蔵文化財の発掘資料について、中世までを保存の対象とし、近世以降につきましては地域の中で特徴のある文化財を保存の対象とするという規定がございます。ただ、本市におきましては、いうまでも無く、近世は府中宿関連の宿場町の遺跡も、非常に大きな成果が得られておりますし、近年では、指定をさせていただきました白糸台掩体壕のような戦争遺産・戦争遺跡の保存を進めていくところでありますので、この指定の中身につきましても近代までという形で記載をさせていただいております。

続いて「（３）地域的な特徴」といたしまして、同じく条例指定基準に基づいて、同じように地域の文化財としての内容を明らかにするよう努めること。

特に、地域を代表する旧家の建造物については、以前から歴史的価値の高い物がある中で、なかなか保存措置を講ずるべきところまで至っておりませんが、特に本市にとっての重要性とともに、旧西府村、府中町、多磨村といった本市を取り巻く地域的特長の中での的確にそれらを評価することと整理させていただきました。

「（４）公開・活用」でございます。指定された文化財が、所有者と市民の理解のもとに適切に伝えられて活用することができるよう、文化財の所有者あるいは地元・関係団体の意思及び活動に視点を持つこととさせていただきます。

続きまして「５ 文化財の管理・修理のあり方について」、「（１）指定文化財の維持管理」でございます。府中市では、市指定文化財補助金の適切な交付を基本としつつ、様々な財源を活用して、指定されていながら良好な保存措置が講じられていない文化財については、管理の改善や修理を着実に実施していくこと。

「（２）国・都の指定・登録文化財、未指定文化財の維持管理」ということで、同じく、補助金の適切な交付を基本としつつ、これらについては様々な制度等を活用して、積極的に推進していくことと整理をさせていただきました。

「６ 文化財の保存・活用のあり方について」、「（１）調査・保存・活用の循環」でございます。重要な文化財および文化財群については、緊急性等を考慮した計画的な学術調査を継続して実施し、保存や活用に対して先見的な取り組みを行う中で、将来にわたり調査・保存・活用の循環を図ること。

「（２）所有者・地域住民・行政施策との連携による展開」ということで、文化財の所有者に対しての保存や活用に理解を深めることが重要であるとさせていただきます、この取り組みを基本としつつ、緊急を要する場合にも各部署等と連携しながら、文化財の保存・活用事業全体の展開を図るように努めることとさせていただきます。

８ページをご覧ください。

「７ その他」として、「（１）当面の課題」といたしまして、府中市の政策・施策と連携した文化財保存および活用事業推進のために、これまでの単体の文化財だけではなくて、古墳や古道など、テーマが設定できるネットワークについては、重点地域の視点をもって指定を促進すること。

また地表に残る指定文化財が希薄な地区につきましては有形文化財の指定を検討して、市民全体が文化財に親しめるように取り組むこと。

「(2) 文化施設の連携」といたしまして、郷土の森博物館をはじめ、数多くの文化施設があるので、これらの文化施設の連携を深めて、文化財の保存および活用につなげていくことが肝要であるとまとめさせていただきました。

9 ページ以降は別紙参考資料として、平成19年に制定いたしました、「府中市文化財の登録、指定および選定に関する基準」を掲載しております。

以上が資料のご説明となります。重要なことといたしまして、改めて申し上げますが、これまで何回か本審議会で審議、ご意見をいただいております中で、国が現在観光振興に特化した文化財の活用非常にシフトが大きくなってきているところが、前回も委員からご意見をいただいたところでございます。そういった状況の中で、私どもとしては、日本遺産の申請をさせていただけることもあり、観光振興部分での文化財の活用という面も非常に重要な部分だとは思っておりますが、これまで本審議会の委員の先生方からご意見をいただいていたように、地に足の根付いた地域の文化財をしっかり調査をして、守っていくことが重要ですので、それらのご意見も踏まえて今回このような形でまとめさせていただきました。

具体的にどの文化財を新しく指定するという事などは以前に一度作成し、それに基づいて、例えば東照宮の指定等も行った経緯もありますので、今後この指針を活かして新たな新指定の方法も整理するとともに、それらを守っていく。また、これまでの指定文化財も大切に保管し、活用していく、という取り組みを決して忘れないようにということで今回、本指針として取りまとめさせていただきましたところでございます。ご説明長くなりましたが以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

会長 ありがとうございました。

文化財指定基準について1から4までありますが、その「はじめに」のところの(1)(2)(3)(4)の違いがはっきりしないので、もう少し説明してもらえないかと。(4)は公開・活用だからわかりますが、(1)と(2)(3)の違いがわかりづらいです。説明お願いします。

事務局 はじめにのところでは以下の内容を整理させていただきましたが、説明が至らない部分があるかと思っておりますので、修正はいたします。

まず(1)は、6ページの「4 文化財の指定基準あり方について」の(1)に対応しており、これまで単体の文化財の指定・保存というところだったのを

基本としつつも、それを含めた文化財群として、文化財を断片として捉えるだけでなく、文化財群としてその価値を一体的に捉えるという、総合的な視点を重視すべきではないかというところが（１）でございます。

続いて（２）は時代の継続性というところですが、「継続性」という言葉がわかりにくかったかと思います。時代の継続性というのは本市の場合には非常に重要な視点だと思っており、旧石器時代の、約３万５千年前から現代に至るまでの間ずっと本市の歴史が継続してきたことによって、様々な文化財が残ってきたということが重要だと思っておりますので、その点を「時代の継続性」という言葉で表しました。ある特定の時代、例えば武蔵国府や古墳などの時代の代表するところがこれまで重点的に行われてきたところがありますので、そうではなく、時代ごとにそれぞれ考えていくべきだということを「時代の継続性」という表現で表しております。

（３）地域的特徴というのは、時代ではなく地域ごとに文化財を適切に保存していくことが大切だという点を強調しております。これまでも決して地域に限ってやってきたわけではないですが、具体的な記載はさせていただきませんけれども、たとえば旧西府村の冠木門を持つ非常に歴史的価値の高い建造物がございます。こちらも所有者の方からですね、保存を前提に考えていくべきだとお話もいただいておりますので、そういったところが、以前市内の建造物の総合調査を実施させていただいた結果でございますので、そういったところを踏まえて、地域性の中で地域を代表する文化財をきちんと保存していくのが重要であるというところが（３）でございます。

（４）はそれらを踏まえて公開・活用というところの視点で改めてこれはいうまでもありませんが所有者、地元、関係団体の重要性というところを整理させていただいたところでございます。

会長 それでは質問をよろしく申し上げます。

馬場 （２）は、考古資料に限った話をしているのですか。「旧石器時代から近代の考古資料が多種多様に保存されている」というのは確かにそうですが、時代の継続性とは考古資料の話としてだけですか。

事務局 ここでは考古資料に限ってということで記載させていただきました。

藤井 形式的なことを申し上げますが、文化財の種類について、４ページから５ページですが、「文化財の種類について（１）有形文化財」の４行ほどあとに「指定文化財の指定等の例」という部分に、黒いベタの四角形があります。こ

これは記号ですので、ア) とか イ) と書いたら良いのではないのでしょうか。a)b) でもア) イ) ウ) でも良いのですが。次のページの(2)(3)で、指定文化財指定はなしの項目も、黒のベタは変なので、直した方が良いのではないですかね。

会長 そのほうがわかりやすいですね。

最初の馬場さんの件ですが、継続性と言ったときには現代までつながった方がいいですね。

事務局 会長、確かに他の文化財も同じことですが、考古資料のように継続性として捉えられるものが他の資料的には少し難しいので、ここは考古資料としました。特に考古資料は、新指定は非常に多くありながらもなかなか系統的にできていなかったんで、あえてここでは考古資料に限って記載をさせていただいたということです。

馬場 例えば古文書などでも、旧石器から現代というわけにはいきませんが、ある文書群として指定した時には継続性というものが出てきます。ですから考古に限る必要があるのかなという気がしました。

中村 私も今の馬場さんの意見に賛成で、考古に限らない方がいいと思います。それで、6ページの記述もそうですが、時代の継続性というよりは、(3)と合わせれば時代的な特色とか、考古での継続性というのがあるというのはわかりますが、色んな時代をそれぞれの時期の特色を見出すということで、時期の偏りがないようにというような表現の方が良いような気がします。

馬場 御殿のように、つながっている事に意味があるということを言いたいのですね。要するに1つの文化財に時代性というものが反映されているという事を言いたいのですね。考古資料に限定する必要は無いような気がしますが。

事務局 先ほどの黒四角のところは「ア」として「指定文化財の指定等の例」として、次の「建造物」を「ア)」として記載をさせていただくようにいたします。

坂詰 この答申自体が現在までに行われてきました、指定基準に基づいた指定に関するひとつの説明であったという大前提があると思います。ですからそ

の限りにおいては今、市で指定しているものが考古資料に偏重しているということがある。ところが、指定の指針という形ですから、それだけではなくて、今お話があったような古文書の状態についてもやはり入れるべきだと。これは将来展望についてですから、今まで審議していた内容で切ることなく、より将来の希望的観測も入れる形にすれば、今の先生方のご意見も十分反映すると思います。

それからもう1点は、この答申案全体で矛盾しているのは困ると思いますが、近代と言っていながら現代の資料も指摘しています。ですからそこは近現代と直すことが必要ではないでしょうか。そうでないと指定に矛盾しますよね。その点は全体を通してそのように直していただこうと思います。

それからもう1点付け加えれば、今、市史の編集で膨大な古文書類が出てきています。そのようなものも将来歴史資料として指定していくという姿勢をどこかに記していただきたいです。それが諮問に対する答申の唯一の野心になるのではないかと思いますのでぜひ加えていただきたいですね。

細かい用語や扱い方については事務局でしっかり点検・精査してください。

私は、委員長が事務局長に十分検討して、それぞれの該当の先生方の意見をもう一度使用して、全体を統一していただいたら良いと思います。この機会にいままでの答申を踏まえたものを含めるとともに将来の展望を入れるのはいかがでしょう。

それからもう一点、市民との協働問題があまり触れられていませんが、市民との協働は各地で行われておりますので、例えば府中市では府中史談会がありますが、そういうことをケアする必要があります。

それから、史跡として指定したものは指定しっぱなしではなく、それを将来により活かすために、例えば熊野神社保存会のような形で10年の歴史を持って活動してきた、という点も市民協働の事例として入れると良いのではないかと思います。

馬場 もう一点、地域という言葉の使い方が、範囲がいまひとつわかりません。

行政的に府中という意味なのか、あるいは美術工芸品であればもう少し広く多摩地区とか、お祭も講中を考えると府中だけのものではないと思います。ですから、行政で区切る方向というのは少しずつ改めた方がよいと思うので、そのような視点を盛り込むのはいかがかと思います。

会長 研究の連携みたいなことが必要なのでしょうね。

馬場 もちろんそこまで発展すれば良いですが、ここで地域の文化財というと

きの市域のイメージがもう少し大きくても良いのではという気はします。

八木橋 将来の指定の指針について纏め上げていくので、方向性について異論は無いのですが、基本的に府中史の文化財の基準は登録指定基準ですよね。この二重の網掛けの上に指定が成り立つわけですし、その中で、この文章に上がっている様々な基準というのは実は登録基準なのですよね。そこで指定基準という言い換えが行われてしまっている点を整理していただきたいです。登録指定基準としておき、指定の方は二段構えの1ランク高い位置づけですから、そのあたり表現の仕方をもう少し全体的に整理をしていただきたいというのがございます。今回は指定の方針・指針ですから、登録としての一括も含めてですが、市内全域の文化財の網掛け的な登録を積極的に行っていくということも今後の方向性の中で触れておいていただくと、より積極的な活用、あるいは全体を把握するという作業につながっていくと思いますので、そのあたりも当面の課題ですよね。

会長 8ページの当面の課題というのは、今後の課題が非常に重要なので、「その他」というのはいかななものかと。せめて1ページ埋めるぐらいの量が必要だと思います。

事務局 タイトルが「その他」じゃなくて「今後の課題」ということですね。日本遺産、歴史的まちづくり法といったところで、文化財群という捉え方は国の方が積極的にしていますね。

馬場 指定の指針ですから必要ないのかもしれませんが、解除とかには触れなくて良いのですか。指定の解除する場合の記述は必要ないですか。

事務局 厳密に言えばおっしゃるとおりですが、ここでは積極的な部分を取りまとめたかなと思っておりますので。

中村 解除ではないですが、例えばこれまで指定されているものを文化財群的な考え方でまとめなおす事は場合によってはあるかもしれませんよね。具体的には思いつかないですが、単品で指定されていたけれども、まとめて一括で捉えなおすということは考え方としてはありうるかと思います。

藤井 お祭に施設があって、行事があって、道具があってというような新しいイメージで、群として認識する方向が大事だと思いますが、そのためにはいろいろ

ると準備が必要で、一回や二回の議論では多分できないですね。

国が今、様々な事をやっていますが、観光政策に乗せようとしていまして、私から見ると、基礎的な仕事を無視しつつ放っておいて観光だけに取り組んでいるというふうに見えますが、もう少しすると逆にその政策が変わる可能性が高いです。これは文化財行政としてきちんと、中村先生がおっしゃられた方法などは府中市の人間としてちゃんと考えるべきだと思います。

坂詰 観光面というのは2020が終われば変わります。ですからあまりそれに囚われずに、府中は府中の立場でやるという先生方のご意見を踏まえてやるのはどうでしょうか。

それからもう一つ、最後の「その他」の部分の文化施設という部分ですが、府中で文化施設というと美術館なども全部入ってしまうと思います。ですから誤解されないように文化施設の中の文化財としておくなどして明快に分けて、府中市独自の考え方というのを足してあると良いですね。

細かい点について論議したらきりが無いですから、ある程度意見を出したら、原型を基に論議して、委員長の下で再編成するのはいかがでしょうか。

会長 7ページの保存活用のあり方についての重量自体も少し足りないですね。どのような考えを持って府中市として取り組むのでしょうか。

坂詰 このあたりで、今の件を押さえていただいたほうが良いかと思います。猿渡先生は何かありませんか。

副会長 もう少し市民も参加できるような具体的な話をどうするのかということを考えないといけないですね。

会長 それでは八木橋先生がお帰りになるので一端中締めとします。内容を修正して、送ってください。よろしくお願いします。

2 報告事項

会長 それでは報告事項に移りましょう。

事務局 それではご報告申し上げます。

報告事項につきまして、3件まとめてご報告申し上げます。

まず1件目の「ムサシカメ丸君のドキ土器夏休み2017」の開催について報告いたします。

今年は、「掘り出された府中の遺跡」として、市内で行われた遺跡調査の様子を写真パネルや出土した土器を展示することで、わかりやすく解説いたします。また、毎年好評をいただいております子ども向けワークショップ「さわってドキ土器」といたしまして、奈良、平安時代の実物の土器に触れる体験や、古銭などの拓本とけやきのしおり作りを行います。会期につきましては、7月22日（土）から9月3日（日）となっております、休館日は毎週月曜日となっております。会場はふるさと府中歴史館1階国府資料展示室となっております。

続きまして2件目、郷土の森博物館開館30周年記念特別展「オレたち夏のキラわれ者」の開催について報告いたします。

世間では嫌われ者とされておりますネズミやカラス、ゴキブリなどの生態系を知ることによって、身近な自然を考える展示会となっております。博物館開館30周年を記念し、あしもとネイチャーワールド特別展として実施いたします。こちらにつきましても、会期は7月22日（土）から9月3日までで、休館日は8月14日を除く毎週月曜日となっております。会場は博物館本館1階特別展示室となります。

最後に3件目、「地図に見る近代の府中 ―Fuchu on The Map―」展の開催について報告いたします。

ふるさと府中歴史館で所蔵する資料を中心に、明治時代から昭和の中頃にかけての府中市域を中心とする地図、地形図、案内図等の資料を次代順に展示いたします。近代になりますと、近世までの手書きの地図に替わり、西洋式の正確な測量技術を取り入れた地図が普及するようになりました。地図資料によって、府中を中心とした地域がどのような近代化の歩みを遂げてきたのかを紹介いたします。こちらの会期につきましては、7月22日（土）から10月9日（月）となっております、会場はふるさと府中歴史館の2階、公文書資料展示室となっております。

以上で報告事項の報告を終わります。

会長 ありがとうございました。

事務局 次回の開催日程につきまして、ご調整をさせていただきたいと思えます。次回は8月の下旬頃の開催を考えております。できれば8月23日（水）、25日（金）いずれかの午後2時からを予定しております。また、30日（水）と31日（木）を予備日といたします。先生方のご予定はいかがでしょうか。

＜先生方、予定を報告＞

会長 25日の午後に第一候補にしましょう。30日が第二、31日が第三候補
ということにします。次回、この計画を完成させます。

今日はどうもありがとうございました。